

輸出令別表第1の1の項「火薬類」の除外対象品目の拡大について

2024年5月30日
CISTEC 事務局

5月28日に火薬類取締法施行規則第1条の4に基づく告示が改正され、同法における適用を受けない火工品が新たに追加された（5月29日付け施行）。

これにより、輸出令別表第1の1の項（3）の「火薬類」の解釈において、除外対象品目として同告示を引用していることから、同項（3）の「火薬類」の除外対象品目が拡大されました。詳細は以下をご覧ください。

1. 輸出令別表第1の1の項（3）「火薬類」について

同項（3）の「火薬類」は、「輸出貿易管理令の運用について」（貿易経済協力局長通達）において、その解釈を定めている（詳細は以下の表を参照。）。その中で、除外対象品目の一つとして、火薬類取締法施行規則第1条の4に基づく告示において指定された品目（同法における適用を受けない火工品）を定めている（同通達が改正されなくとも同告示の中身に変更（改正）が生じれば自動的に除外対象品目が拡大される仕組み。）。

今般、以下2. のとおり、同告示が改正されたことで、一定の要件を満たす2品目が新たに「火薬類」の除外対象品目となった。

輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）（抄）			
1－1 輸出の許可			
(1)～(6) (略)			
(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可			
(イ) 輸出令別表第1の解釈			
輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。～(略)～ <u>「解釈」の欄が左右の二欄にわかれておりと</u> <u>きは、当該「輸出令別表第1中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるもの</u> <u>を除くものとして解釈するものとする。</u>			
～(略)～			
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解釈	
1	(略)	(略)	(略)
	火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第1の1の項（1）及び（2）に該当するものを除く。）を含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ハ (略) ニ <u>火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの（平成24年経済産業省告示第14号）</u> ホ～ト (略)
2～15		(略)	(略)

2. 火薬類取締法等の概要

(1) 火薬類取締法の概要

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）は、原則としてあらゆる火薬類（火薬、爆薬及び火工品）に適用されるが、同法第2条第1項第3号へ及び同号に基づく火薬類施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の4第7号の規定により、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、経済産業大臣が告示（平成24年経済産業大臣告示第14号（火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示）により指定した火工品については、適用除外とすることとされている。

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）（抄）

（火工品の指定）

第一条の四 法第二条第一項第三号への規定により火工品で法の適用を受けないものは、次の各号に掲げるものとする。

一～六 （略）

七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

(2) 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部改正

本年2月27日、産構審保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会火工品検討ワーキンググループ（第10回）が開催され、新たに同法の適用を受けない火工品として、一定の要件を満たす以下の2品目が承認された。今般、それを踏まえ、5月28日付けで同告示が以下のように改正された。

- ① 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器
- ② 電路を短絡させるアクチュエーター

【告示内容】

① 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器

四十三 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器であって、次の要件を満たすもの

- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であること。
- ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを放出させる構造であること。
- ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- ヘ 作動後の押出ピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

② 電路を短絡させるアクチュエーター

四十四 電路を短絡させるアクチュエーターであって、次の要件を満たすもの

- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・三三五グラム以下であること。
- ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、電路を短絡させる構造であること。

- ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- ヘ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

(参考 1：告示改正について (経産省 HP))

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/05/20240528-1.html

(参考 2：告示改正の概要 (パブコメ掲載資料))

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000270704>

(参考 3：産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会火工品検討ワーキンググループ (第 10 回))

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/kayaku/kakohin_kento/010.html

以上